

個人情報保護基本規程

株式会社*****

制 定 2023年1月10日 第1版

代表者承認	個人情報保護管理者

目次

J.1 組織の状況.....	4
J.1.1 組織及びその状況の理解 (4.1)	4
J.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 (4.2)	4
J.1.3 法令、国が定める指針その他の規範 (A.3.3.2)	4
J.1.4 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定 (4.3)	5
J.1.5 個人情報保護マネジメントシステム (4.4)	5
J.2 リーダーシップ.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.2.1 リーダーシップ及びコミットメント (5.1) エラー! ブックマークが定義されてい ません。	
J.2.2 個人情報保護方針 (5.2.1、5.2.2、A.3.2.1、A.3.2.2) エラー! ブックマークが定義 されていません。	
J.2.3.1 組織の役割、責任及び権限 (5.3) エラー! ブックマークが定義されていません。	
J.2.3.2 個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者 (A.3.3.4) エラー! ブックマー クが定義されていません。	
J.2.4 管理目的及び管理策 (一般) (A.3.1.1) エラー! ブックマークが定義されていま せん。	
J.3 計画.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.3.1.1 個人情報の特定 (A.3.3.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.3.1.2 リスク及び機会に対処する活動 (一般) (6.1.1) エラー! ブックマークが定義さ れていません。	
J.3.1.3 個人情報保護リスクアセスメント (6.1.2、A.3.3.3) エラー! ブックマークが定 義されていません。	
J.3.1.4 個人情報保護リスク対応 (6.1.3、A.3.3.3) エラー! ブックマークが定義され ていません。	
J.3.2 個人情報保護目的及びそれを達成するための計画策定 (6.2) エラー! ブックマー クが定義されていません。	
J.3.3 計画策定 (A.3.3.6)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4 支援.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.1 資源 (7.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.2 力量 (7.2)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.3 認識 (7.3、A.3.4.5)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.4.1 コミュニケーション (7.4)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.4.2 緊急事態への準備 (A.3.3.7)	5
J.4.5.1 文書化した情報 (一般) (7.5.1、A.3.5.1) エラー! ブックマークが定義されてい ません。	
J.4.5.2 文書化した情報の管理 (7.5.3) . エラー! ブックマークが定義されていません。	
J.4.5.3 文書化した情報 (記録を除く。) の管理 (7.5.2、A.3.5.2) エラー! ブックマー クが定義されていません。	

J.4.5.4	内部規程 (A.3.3.5)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.4.5.5	文書化した情報のうち、記録の管理 (A.3.5.3)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.5	運用	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.5.1	運用 (8.1、8.2、8.3、A.3.4.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.6	パフォーマンス評価	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.6.1	監視、測定、分析及び評価 (9.1、A.3.7.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.6.2	内部監査 (9.2、A.3.7.2)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.6.3	マネジメントレビュー (9.3、A.3.7.3)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.7	改善	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.7.1	不適合及び是正処置 (10.1、A.3.8)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.7.2	継続的改善 (10.2)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8	取得、利用及び提供に関する原則	7
J.8.1	利用目的の特定 (A.3.4.2.1)	7
J.8.2	適正な取得 (A.3.4.2.2)	7
J.8.3	要配慮個人情報 (A.3.4.2.3)	8
J.8.4	個人情報を取得した場合の措置 (A.3.4.2.4)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.5	J.8.4のうち本人から直接書面によって取得する場合の措置 (A.3.4.2.5)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.6	利用に関する措置 (A.3.4.2.6)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.7	本人に連絡又は接触する場合の措置 (A.3.4.2.7)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.8	個人データの提供に関する措置 (A.3.4.2.8)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.8.1	外国にある第三者への提供の制限 (A.3.4.2.8.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.8.2	第三者提供に係る記録の作成など (A.3.4.2.8.2)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.8.3	第三者提供を受ける際の確認など (A.3.4.2.8.3)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.8.4	個人関連情報の第三者提供の制限など	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.9	匿名加工情報 (A.3.4.2.9)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.8.10	仮名加工情報	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.9	適正管理	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.9.1	正確性の確保 (A.3.4.3.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.9.2	安全管理措置 (A.3.4.3.2)	エラー! ブックマークが定義されていません。

J.9.3 従業員の監督 (A.3.4.3.3)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.9.4 委託先の監督 (A.3.4.3.4)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.10 個人情報に関する本人の権利.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.10.1 個人情報に関する権利 (A.3.4.4.1)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.10.2 開示等の請求等に応じる手続 (A.3.4.4.2)	エラー! ブックマークが定義されてい ません。
J.10.3 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知など (A.3.4.4.3)	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.10.4 保有個人データの利用目的の通知 (A.3.4.4.4)	エラー! ブックマークが定義され ていません。
J.10.5 保有個人データ又は第三者提供記録の開示 (A.3.4.4.5)	エラー! ブックマークが 定義されていません。
J.10.6 保有個人データの訂正、追加又は削除 (A.3.4.4.6)	エラー! ブックマークが定義 されていません。
J.10.7 保有個人データの利用又は提供の拒否権 (A.3.4.4.7)	エラー! ブックマークが定 義されていません。
J.11 苦情及び相談への対応.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
J.11.1 苦情及び相談への対応 (A.3.6) ..	エラー! ブックマークが定義されていません。
付則	8
付録.....	9

個人情報保護基本規程

J.1 組織の状況

J.1.1 組織及びその状況の理解 (4.1)

1. *****(以下「当社」という。)は、個人情報を取り扱う事業に関して、個人情報保護マネジメントシステムに影響を与えるような外部及び内部の課題を特定する。

J.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 (4.2)

1. 当社は、次の事項を特定する。
 - a)個人情報保護マネジメントシステムに関連する利害関係者
 - b)その利害関係者の、個人情報保護に関連する要求事項

J.1.3 法令、国が定める指針その他の規範 (A.3.3.2)

1. 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範（以下、「法令等」という。）を特定し参照する手順を内部規程として文書化する。
2. 法令等を特定し参照する。

【運用手順】

1. 法令等を特定し参照する手順として、以下を定める。
 - (1) 実施担当者
法令、国が定める指針その他の規範に関する調査及び特定の実施担当者は、個人情報保護管理者が指名した文書管理責任者とする。
 - (2) 調査時期
法令、国が定める指針その他の規範に関する調査及び特定は、少なくとも年一回行うが、新設や改廃などの情報を入手したときは、速やかに行う。新設や改廃などの情報を入手する手段として、実施担当者は、以下の内容を記した「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を作成、個人情報保護管理者が承認する。
 - ・適用される“法令、国が定める指針その他の規範”の名称
 - ・適用される“法令、国が定める指針その他の規範”の制定日及び最終改定日
 - (3) 結果の報告
実施担当者は、上記の結果、新たな法令や規範などの特定、又は改定・変更があった場合には、個人情報保護管理者に報告を行い、「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を更新する。
 - (4) 規程への反映
報告を受けた個人情報保護管理者は、新たに特定、又は改定・変更された法令、国が定める指針その他の規範の条文と当社の規程を照らし合わせ、不整合があるかどうか確認する。不整合があった場合、個人情報保護管理者は、該当する当社の規程の改定を行う。

(5) 改訂結果の周知

改定の結果を、従業員に周知すると共に、特定された「法令、国が定める指針その他の規範一覧」を、社内イントラネット内に掲示する等して、従業員が閲覧可能な状態に置く。

J.1.4 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定 (4.3)

1. 当社は、自らの事業の用に供している全ての個人情報の取扱いを個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲として定め、その旨を文書化する。

【運用手順】

1. 当社の個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲は、当社が自らの事業の用に供しているすべての個人情報とし、当社に所属する全ての従業員が、当社の個人情報保護マネジメントシステムを遵守しなければならない。

J.1.5 個人情報保護マネジメントシステム (4.4)

1. 当社は、本指針に従って、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善する。

-----中略-----

J.4.4.2 緊急事態への準備 (A.3.3.7)

1. 当社は、緊急事態を特定するための手順及び特定した緊急事態にどのように対応するかの手順を内部規程として文書化する。
2. 緊急事態への準備及び対応に関する規定には、個人情報保護リスクを考慮し、その影響を最小限とするための手順を含むこと。
3. 緊急事態への準備及び対応に関する規定には、緊急事態が発生した場合に備え、次の事項を対応手順に含むこと。
 - a)漏えい、滅失又はき損等が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。
 - b)二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること。
 - c)事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること。
4. 当社は、緊急事態が発生した場合、定めた手順に従って緊急事態への対応を実施する。

【運用手順】

1. 緊急事態に対応する手順として以下を定める。
 - (1) 第三者による情報システムの脆弱性の指摘や個人情報の事故等、重大と思われる事態が発生した時、また、発生すると考えられる時、個人情報保護管理者は、直ちに以下のアクションをとる。
 - ・事実や状況を確認する。

- ・確認した結果が重大と判断される時には、社長ならびに各部の責任者に連絡をとる。
 - ・想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれを考慮し、その影響を最小限とするための対応策を検討し、速やかに実施する。
- (2) 既に発生した事実に対しては、顧客窓口責任者が、漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容をご本人に電話やメールなどで通知するとともに、その他のお客様からの問い合わせに備える。
 - (3) 進捗状況は、随時関連部署に連絡するとともに、「個人情報に関する事故対応処理記録」に経緯を記録する。
 - (4) 二次被害防止の観点上また類似事案の発生回避のため、可能な範囲で事実関係、発生原因及び対応策について当社ウェブサイト上に公表を行う。
 - (5) 事故発生時の連絡及び報告の為に「事故発生時の連絡体制図」を準備する。
 - (6) 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全確保に係わる重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）第 2 条各号に規定されている特定個人情報に係わる重大な事態が発生した場合は、報告の要否を判断の上、「個人情報保護委員会」に報告する。
 - (7) 事故の内容に応じて、報告が必要であるか否か、必要であれば“確報”のみでよい案件であるか、“速報及び確報”が必要な案件であるかを判断し、「プライバシーマーク付与機関」及び「個人情報保護委員会」に報告する。
 - ・“速報及び確報”が必要な案件の対象は以下である。
 1. 要配慮個人情報の事故等
 2. 経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの事故等
 3. 不正の目的をもって行われたおそれがある事故等
 4. 1,000 人分を超える事故等
 5. 付与機関が P マーク審査基準における重大な違反のおそれがあると認めた事態の場合」
 - ・“速報及び確報”に必要な項目は以下である。
 - A) 概要
 - B) 個人データの項目
 - C) 個人データに係る本人の数
 - D) 原因
 - E) 二次被害の有無及びその内容
 - F) 本人への対応の実施状況
 - G) 公表の実施状況
 - H) 再発防止のための措置
 - I) その他参考となる事項
 - ・本人に対しても状況に応じて速やかに、上記の A)、B)、D)、E)、I)を通知する必要がある。
 - ・速報のタイミングは、事故発覚から概ね 3 日～5 日以内、確報のタイミングは、事故発覚から原則、30 日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある漏え

い等の場合は、60日以内)とする。

※「プライバシーマーク付与機関」及び「個人情報保護委員会」の報告先については、「事故発生時の連絡体制図」を参照のこと。

-----中略-----

J.8 取得、利用及び提供に関する原則

【運用手順】

1. 当社は、J.8.1～J.8.8に定める個人情報の取得、利用及び提供にあたる手順として以下を定める。
 - (1) 新規個人情報及び要配慮個人情報の取得
新規個人情報及び要配慮個人情報の取得においては「新規個人情報取得申請書」を作成して、個人情報保護管理者の承認を得る。
 - (2) 個人情報の取扱いの変化
個人情報の取扱いに変化があった場合は「個人情報取扱申請書」を作成して、個人情報保護管理者の承認を得る。
 - (3) 例外事項の発生
各種例外事項が発生する場合は「例外事項取扱申請書」を用いて、個人情報保護管理者の承認を得る。
 - (4) 個人情報管理台帳
個人情報保護管理者は、個人情報の新規取得及び要配慮個人情報の取得、又は個人情報の取扱いに変化について「個人情報管理台帳」を更新し、必要に応じてリスクアセスメントを実施する。

J.8.1 利用目的の特定 (A.3.4.2.1)

1. 当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な範囲内において取扱いを行う。
2. 利用目的は、取得した情報の利用及び提供によって本人の受ける影響を予測できるように、利用及び提供の範囲を可能な限り具体的に明らかにする。

J.8.2 適正な取得 (A.3.4.2.2)

1. 当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得する。

【運用手順】

1. 個人情報の取得は、適法、かつ、公正な手段によって行なうものとする。
2. 本人以外から個人情報を取得する場合は、提供元又は委託元が個人情報を適正に取扱っていることを口頭や委託契約書などの手段で確認する。

J.8.3 要配慮個人情報 (A.3.4.2.3)

1. 当社は、新たに要配慮個人情報を取得、利用又は提供並びに要配慮個人情報のデータを提供する場合、あらかじめ書面による本人の同意を得る。
2. 要配慮個人情報を取得、利用する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときは、以下の場合に限定する。
 - a)法令に基づく場合
 - b)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - e)当該要配慮個人情報が、法令等により個人情報取扱当社の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報であるとき
 - f)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得又は利用する場合
 - g)個人情報保護法二十七条第五項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき
 - h)個人情報取扱当社が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - i)学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得し、利用する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得し、利用する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱当社と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

-----中略-----

付則

本規程の改廃は、トップマネジメントの承認をもって行う。

制定：第1版 2023年 1月10日

付録

「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」、「JIS Q 15001:2017」で定める用語及び定義について抜粋して記載する。

「個人情報の保護に関する法律」

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

-----中略-----

政令：「個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」

（個人識別符号）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

-----中略-----

「JIS Q 15001:2017」

3.1

組織

責任及び権限をもつトップマネジメントが存在し、自らの目的 (3.8) を達成するため、責任、権限及び相互関係を伴う独自の機能をもつ、個人又は人々の集まり。

3.2

利害関係者

ある決定事項若しくは活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している、個人又は組織 (3.1)。

(JIS Q 27000:2014 の 2.41 参照)

3.3

要求事項

明示されている、通常暗黙のうちに了解されている又は義務として要求されている、ニーズ又は期待。

(JIS Q 27000:2014 の 2.63 参照)

注記 “通常暗黙のうちに了解されている” とは、対象となるニーズ又は期待が暗黙のうちに了解されていることが、組織及び利害関係者にとって、慣習又は慣行であることを意味する。

以下省略